



平成 29 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮澤 一 洋  
(コード2428)  
問 合 せ 先  
役 職・氏 名 取締役管理部長 猪飼 俊 哉  
電 話 03-3580-0199

## 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 7 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議しお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、これに伴う定款の一部を変更することを決議いたしましたので下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件は平成 29 年 9 月 27 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会に付議する予定であります。

### 記

#### 1. 定款一部変更について

監査等委員会設置会社移行に伴い、監査等委員会・監査等委員に関する条文の新設及び監査役会・監査役に関する条文の削除等を行うものです。また、取締役会の業務執行権限の一部を取締役へ委任することにより、より迅速な意思決定を行うことで、業務執行機能の強化を図るものです。

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 9 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 29 年 9 月 27 日

以 上

別紙

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>取締役</u>は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略) ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>④補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり) ③取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>る。 (新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第29条 (条文省略)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該取締役会の決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 第30条 (現行どおり)</p>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>(常勤監査等委員) 第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
(監査役の員数)	(削除)
第30条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)	(削除)
第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
②監査役を選任する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
③当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	
④前項の補欠監査役を選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	
(監査役の任期)	(削除)
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満	

現行定款	変更案
了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	
(常勤監査役)	
第33条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知)	
第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法)	
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会規程)	
第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等)	
第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除)	
第38条 当社は、取締役会の決議により、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	(削除)
②当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。	
第39条～第41条 (条文省略)	第35条～第37条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関)
第42条 (条文省略)	第38条 当社の剰余金の配当等会社法第459
(中間配当)	条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。	第39条 (現行どおり) 第40条 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
第44条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)
(新設)	附則(監査役の責任限定契約に関する経過措置)
	当社は、第35回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第427条第1項の規定により監査役との間にて締結済みの賠償責任を限定する契約(当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額)については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。

以上